

江戸川区就学援助費支給条例

(目的)

第一条 この条例は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十九条及び関係法令に基づき、学用品費等の必要な費用を援助すること（以下「就学援助」という。）により、区立小学校・中学校における義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。（対象者）

第二条 就学援助の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、就学援助費受給申請書を提出し、次条の認定基準に基づき、江戸川区教育委員会（以下「区教育委員会」という。）が認定したものとする。

- 一 江戸川区に住所を有し、江戸川区立の小学校又は中学校に通学している児童・生徒の保護者
- 二 江戸川区に住所を有し、江戸川区以外の国公立の小学校又は中学校に区域外就学している児童・生徒の保護者のうち、通学している区市町村で援助対象者とならない者
- 三 江戸川区外に住所を有し、江戸川区立小松川第二中学校夜間学級に通学している生徒又はその保護者のうち、住所地の区市町村で援助対象者とならない者

(認定基準)

第三条 就学援助の認定基準は、次の各号のとおりとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- 二 前年度又は当該年度において、生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- 三 当該年度において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項の規定による非課税者
- 四 現に生活保護を受けていないが、真に要保護者に準ずる程度に困窮している状態にあると区教育委員会が認めたる者
- 五 家族全員の判定用収入金額の合計が、生活保護基準額の一・五倍（前条第三号に該当する場合は二・〇倍）以下の者（住宅扶助及び学校給食費については一・〇倍以下の者）
- 2 前項に規定する判定用収入金額とは、所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の損益通算適用前の合計所得金額に給与所得控除額を加えた額のこととをいう。この場合において、判定用収入金額の算定に必要な事項は、別に教育長が定める。

(援助費目)

第四条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。

（援助の申請）

第五条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、学校長を通じて区教育委員会に就学援助費受給申請書を提出しなければならない。ただし、第二条第二号に該当する者については、教育長が別に定める方法により提出するものとする。

（認定）

第六条 区教育委員会は、就学援助費の受給申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請者が第二条各号及び第三条各号のいずれかに該当する認定（以下「支給の認定」という。）又は該当しない認定（以下「不支給の認定」という。）を行うものとする。

2 区教育委員会は、支給の認定又は不支給の認定をするに当たつて、書類の不備等により審査ができないときは、申請者に対して書類の提出その他必要な手続を求めるものとする。この場合において、申請者は、区教育委員会の指定する期限までに、求められた書類の提出その他必要な手続をしなければならない。

3 前項の規定によつても、審査のできない者については、認定を一時保留する。

（認定結果の通知）

第七条 区教育委員会は、支給の認定、不支給の認定又は前条第三項で規定する一時保留の認定をしたときは、その結果を学校長を通じて申請者に通知するものとする。ただし、第二条第二号に該当する者については、教育長が別に定め

る方法により通知するものとする。

（申請の無効）

第八条 区教育委員会は、申請者が第六条第二項の規定により求めた書類を提出しないとき又は必要な手続がなされないときは、その申請を無効とすることができる。この場合において、申請者が再度申請することを妨げないものとする。

2 区教育委員会は、前項の規定により申請を無効としたときは、速やかに申請者に通知しなくてはならない。

（認定日及び認定期間）

第九条 支給の認定を行う日（以下「認定日」という。）は、年度当初の申請に ついては当該年度の四月一日とし、その他の申請については教育長が別に定め る。

2 支給の認定の有効期限は、認定日から当該年度の末日又は第十二条の規定に より受給資格を失った日までとする。ただし、教育長がやむを得ないと認める ときはこの限りではない。

（受給者からの委任）

第十条 支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、児童・生徒が在 籍する学校長を代理人と定め、認定が継続される期間、就学援助費に関する次 の各号に掲げる事務を委任するものとする。ただし、第二条第二号に該当する 者は、この限りではない。

- 一 就学援助費（給食費を除く。）の請求及び返還に関する事務
- 二 給食費の請求、受領、返還及び管理に関する一切の事務
（支給額・支給時期等）

第十一条 区教育委員会は、受給者に、定められた援助額を支給するものとする。

2 就学援助費の支給額は、教育長が別に定めるものとする。

3 就学援助費の支給時期は、教育長が別に定めるものとする。ただし、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費の支給時期は、当該年度の前年度の二月とする。

4 途中認定及び遡及認定された受給者については、認定後速やかに就学援助費を支給することとする。

5 就学援助費（給食費を除く。）は受給者の指定する金融機関の預金口座に直接支給し、給食費は委託を受けた学校長の指定する金融機関の預金口座へ口座振替により支払うものとする。ただし、教育長が特に認めた者の就学援助費の支給方法は、教育長が別に定める。

（受給資格の喪失）

第十二条 受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該受給資格を失うものとする。

- 一 就学援助費の支給を辞退したとき。
- 二 第二条に規定する就学援助の対象者でなくなつたとき。

三 虚偽の申請その他不正の行為により就学援助費の支給を受けたとき。

（支給決定の取消し）

第十三条 区教育委員会は、受給者が前条の規定により受給資格を喪失したときはその支給決定を取り消し、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第十四条 受給者が前条の規定により支給決定の取消しの通知を受けたときは、既に支給を受けた就学援助費（当該喪失日以降に係るものに限る。）の全部又は一部を速やかに返還するものとする。

（委任）

第十五条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

別表（第四条関係）

要保護者	修学旅行費、林間学校費、校外活動費、音楽鑑賞教室費、スケ ト教室費（小学校のみ）、卒業記念アルバム費、クラブ活動費（中学 校のみ）、医療費、セカンドスクール費（小学校のみ）、ウインタ ースクール費（小学校のみ）
準要保護者 （第三条第 二号から第 五号までに 該当する者 をいう。）	修学旅行費、林間学校費、校外活動費、音楽鑑賞教室費、スケ ト教室費（小学校のみ）、新入学児童生徒学用品費、学用品通学用 品費、卒業記念アルバム費、クラブ活動費（中学校のみ）、給食 費、医療費、セカンドスクール費（小学校のみ）、ウインタースク ール費（小学校のみ）、通学費（心身障害学級在籍通級者・日本語学 級在籍通級者）

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説明）

就学援助費について、より効果的な支給実施となるよう、支給時期を明確にさせる必要があるので、本案を提出します。